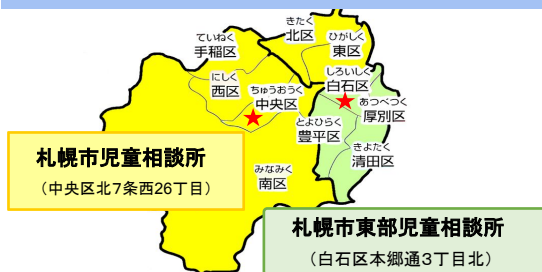


東部児童相談所開設後の二所運営体制及び地域関係機関との連携について

1 東部児童相談所開設後の二所運営体制



	札幌市児童相談所	東部児童相談所
所管区	中央・北・東・南・西・手稲区	白石・厚別・豊平・清田区
管轄区域人口 ※R7.3.1現在ベース推計	1,295,972人	669,305人
一時保護所定員	50名(男子22名・女子18名・幼児10名)	36名(男子18名・女子12名・幼児6名)※原則個室
建築構成・設備	地上4階・地下2階の複合施設 発達医療センター、はるにれ学園と共用	地上4階の単独施設 司法面接室、おやこ支援ルームの専用設備あり
二所間による連携状況	・医事担当部長(医師)、教員及び保健師は各所に配置。緊急対応担当部長、調査担当課長(道警派遣)、法務担当課長(弁護士)は双方の児童相談所へシフト勤務を行うほか、定例会議や緊急時の会議へのオンライン参加等により専門的相談支援体制を常時確保。 ・夜間・休日、双方の児童相談所職員及び児童虐待対応支援員が連携してシフト体制を構築。一時保護所においても双方の入所状況を踏まえて調整しているほか、司法面接室等の相互共有を行っている。	

2 関係部署・地域関係機関との連携に関する取組（現状）

東部児童相談所開設後の新たな取組		関係部署・関係機関との連携に関する取組		こども家庭センター(区)支援
取組 内容	【地域住民との連携基盤づくり】 ・東部児相開設に当たり、所管4区の連合町内会、民生児童委員協議会等との対話を実施(7月～9月)。地域住民が主体と子どもたちの安全・安心を地域全体で見守る体制への理解を促進。 ・また、内覧会においては、児童福祉分野の関係機関をはじめ、警察、近隣の方々など、計600人以上の幅広い関係者を招致。 【大学との連携】 ・東部所管地域に社会福祉・心理系の大学4校が集中している地の利を活かし、東部児相において人材確保を強化。 ※学びの場: 社会福祉士の実習を積極的に受入れ ※実践の場: 令和7年10月から一時保護所補助職員として学生を採用開始(実際に子どもと関わる)	【札幌市オレンジリボン地域協力員制度】 ・地域においてきめ細かな児童虐待の予防・防止等の活動を展開していくことを目的として実施(対象者: 民生・児童委員、青少年育成委員、保育所・幼稚園職員、学校・児童館職員、その他一般市民など)。 ・出前講座やオレンジリボン地域協力員全体研修会を受講した者を地域協力員と認定(令和7年3月末時点の受講者は21,608人)。 【児童家庭支援センター】 ・児童家庭支援センター、区との三者による情報共有会を毎月実施し、支援方針等について協議。 【北海道警察】 ・課長職の相互派遣を実施。北海道警察及び道立児童相談所と合同で、臨検・捜索に関する実践研修を実施しているほか、北海道警察との連絡協議会を定期的に開催。また、令和7年11月から、調査担当課長(道警派遣)の同行指導により、警察官を対象とした各児童相談所における、定例会議への出席などの実地研修を試行実施。	【教育機関】 ・市教育委員会や子どもアシストセンター職員との情報共有を目的とした子ども支援推進会議(年2回)、各区中学校・高等学校や警察署等との連絡協議を目的とした札幌市学校救護協会・同幹事研修会(年4回)を実施。教職員向けに児童虐待防止に関する研修を随時実施するほか、令和7年10月から保護者向けの研修を新たに開始。 ・子ども自らが相談できると記載した「189スマイルステッカー」を新たに作成し、令和7年11月から各学校・児童会館で掲示。 【保育所】 ・認可保育・認可外保育園等に勤務する保育士向けに虐待予防に関する研修を実施。その他、相談窓口が記載されたリーフレット等を配布。 【医療機関】 ・医療関係者、児童福祉施設従事等を対象とし、医師による児童虐待対応のための研修会を年1回実施。	【おやか支援担当係長の配置】 ・令和6年4月から、各区健康・子ども課をこども家庭センターと位置づけ、令和6年度に中央・北・東区、令和7年度に白石・豊平・西区におやか支援担当係長を配置。 ・母子保健・児童福祉の双方で支援が必要なハイリスク世帯に対しておやか支援担当係長が専門的支援を実施。 ○配置による主な効果 ※機動力を活かした同行訪問等により、関係職員が実践的な支援を学ぶ機会が増え、人材育成につながった。 ※産科医療機関や子ども食堂などの地域のネットワークの構築が進み、関係機関が連携して迅速に対応できるようになった。

3 今後の取組方針

札幌市児童相談所	東部児童相談所	両児童相談所共通
・これまで一所体制で市内全域を管轄してきたため、区や関係機関との連携体制は確立しているものの、管轄対象となる部署・機関が多く、特定区域のニーズや要望に応じた対応には一定の制限があった。 ・<u>東部児童相談所の開設によって、札幌市児童相談所の管轄区域も限定されたため、長年培ってきた区や関係機関との連携をさらに深化させ、合同研修や合同会議等を通じた顔の見える関係づくりを継続・強化していく。</u>	・市内二所目の児童相談所として開設した直後であり、所管区域の関係機関や地域住民への認知度向上や相談しやすい環境整備に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。 ・<u>そのため、開設後の取組を着実に継続し、関係機関への働きかけや地域との対話を重ねることで、地域に根差したネットワークを築き上げていく。</u>	・両所それぞれの強みを活かしながら連携し、双方で情報共有を行うことで、高い水準で業務平準化を図っていく。 ・実践的な研修等を通じて児童相談所のノウハウを積極的に伝達することで、関係機関全体として専門性向上を図る。 ・東部児童相談所の開設による効果を検証し、児童相談体制の更なる強化に向けた検討を続けていく。